

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

山口県議会議員の選挙区について、市町村合併に伴う新しい選挙区とするとともに、公職選挙法に基づき強制合区の対象となる選挙区について、玖珂郡は岩国市に、阿武郡は萩市に、美祢郡は美祢市に合区するため、及び各選挙区における定数については、公職選挙法第15条第8項に基づき、人口に比例して定めるため、今回の改正を行うものである。

2 改正の内容

公職選挙法に基づき強制合区の対象となる選挙区について、玖珂郡は岩国市に、阿武郡は萩市に、美祢郡は美祢市に合区する。

また、公職選挙法第15条第8項に基づき、人口に比例して次のとおり定める。

大島郡	1人	熊毛郡	1人	下関市	10人
宇部市	6人	山口市	6人	萩市・阿武郡	2人
防府市	4人	下松市	2人	岩国市・玖珂郡	5人
光市	2人	長門市	1人	柳井市	1人
美祢市・美祢郡	1人	周南市	5人	山陽小野田市	2人

3 施行日

次の一般選挙から施行する。